

西東京市災害廃棄物処理計画

【概要版】

令和4年3月



西東京市

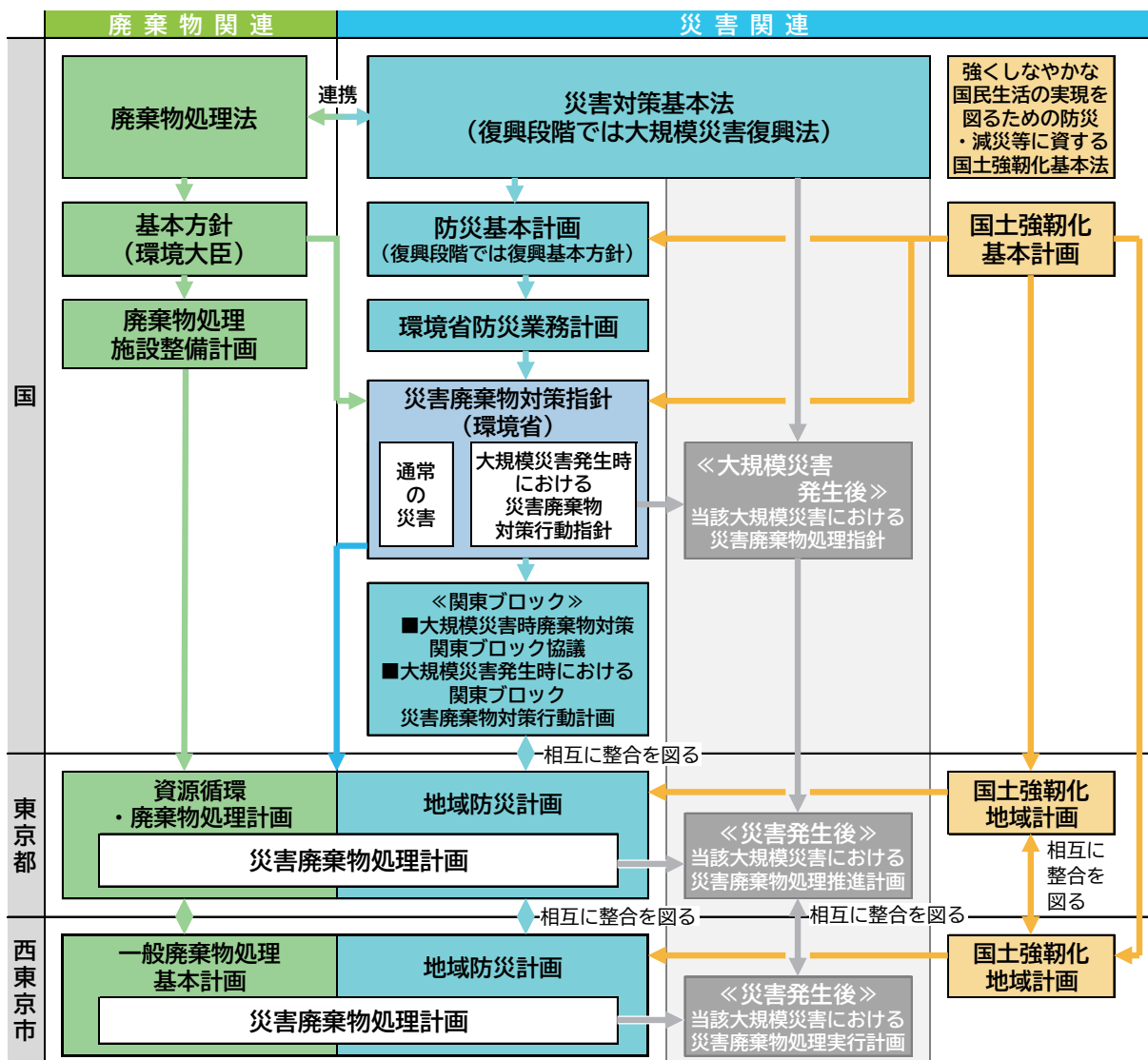
計画の目的、位置付け

想定を超えた自然災害が各地で発生しており、災害で発生する多種多様な災害廃棄物の処理が、復旧・復興の大きな課題となっています。

「災害廃棄物対策指針」(平成30年3月改訂版 環境省)では、「東京都災害廃棄物処理計画」(平成29年6月 東京都)等に基づき、災害廃棄物処理計画を策定することが求められています。

災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するとともに、市民生活の衛生確保や環境保全、地域の早急な復興に向け、強固な災害廃棄物処理体制を構築することを目的に本計画を策定するものです。

本計画の位置付けを図1に示します。



※東京都災害廃棄物処理計画 (平成29年6月 東京都) を参考に作成

図1 本計画の位置付け

対象とする災害及び目標期間

1 対象とする災害

本計画において対象とする災害は、震災、風水害及び富士山噴火とします。

2 災害廃棄物処理の目標期間

3年間（最長）を目標期間として定めます。

災害廃棄物処理の基本方針

本計画における災害廃棄物処理の基本方針を次のとおり定めます。

方針1：衛生的かつ迅速な処理

方針2：環境に配慮した処理

方針3：計画的、効率的な処理

方針4：安全作業の確保

方針5：資源化の推進

方針6：経済性に配慮した処理

方針7：ボランティア等との連携

災害廃棄物対策体制

1 各主体の役割

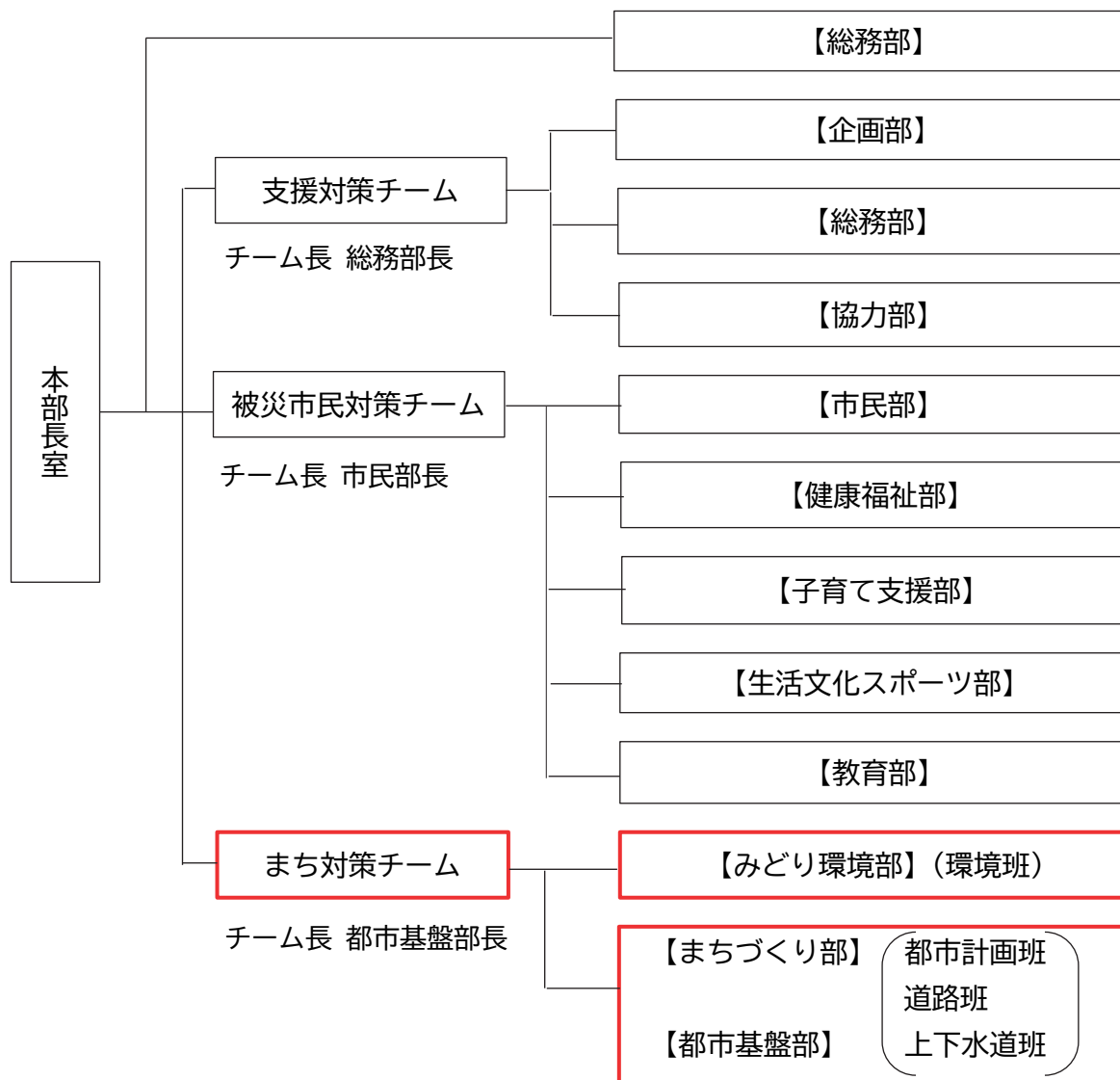
本市、都、国、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会、事業者、市民がそれぞれの役割を担いつつ、協力、連携しながら災害廃棄物の処理を推進します。

2 組織体制

本市は、市域で震度5弱以上の地震が発生したとき、あるいはその恐れがあるとき、又は市長が必要と認めたときにおいて、災害対策本部を設置し、組織的かつ迅速に災害対策を推進します。

本市の災害対策本部の組織体系を図2に示します。

災害対策本部の中で、災害廃棄物対策は「まち対策チーム 環境班（みどり公園課、環境保全課、ごみ減量推進課）」を主軸に、都市計画班、道路班、上下水道班、危機管理班及び他の関係チーム、部、班が協力して対応します。



※赤枠は災害廃棄物処理事業に係る担当部署を表します。

※出典：「西東京市地域防災計画」を基に一部加筆

図2 災害対策本部の組織体系

3 協力・支援（受援）体制

大量の災害廃棄物が発生する場合に備え、本市は、柳泉園組合及びその構成市や国・都、関係自治体、関係機関等と連携協力体制を構築し、体制の強化を図ります。

被害想定及び災害廃棄物量

1 被害想定

(1) 地震

「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成 24 年 4 月 東京都)において最も被害の大きい「多摩直下地震 (M7.3)」(冬 18 時、風速 8 m/s) が発生した際における被害を想定します。

(2) 風水害

本市が過去に被災した浸水のうち、最も被害棟数が多かった平成 16 年 10 月 9 日の浸水被害を被害想定とします。

(3) 火山

火山については、被害想定はありませんが、降灰による被害を考慮します。

2 災害廃棄物量

(1) 地震による災害廃棄物発生量

表 1 のとおり、地震による災害廃棄物発生量は最大約 28 万 t と想定されます。

表 1 災害廃棄物の種類別発生量の推計結果

項目	柱角材	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属くず	その他	合計
災害廃棄物量 (万t)	1.12	4.48	8.40	12.04	0.84	1.12	28

(2) 風水害による災害廃棄物発生量

表 2 のとおり、風水害による災害廃棄物発生量は約 156 t と想定されます。

表 2 風水害による災害廃棄物発生量の推計結果

項目	被害世帯数	1 世帯当たり廃棄物量	災害廃棄物量
床下浸水	80 世帯	0.62 t/世帯	50 t
床上浸水	23 世帯	4.6 t/世帯	106 t
合計	103 世帯	—	156 t

(3) 避難所ごみ量

表 3 のとおり、避難所ごみ量は 16.2 t/日と想定されます。

表 3 避難所ごみ量の推計結果

避難生活者数	1 人 1 日当たりのごみ排出量	避難所ごみ量
26,714 人	608 g/人日	16.2 t/日

※疎開者数は含んでいません。

仮置場

1 仮置場について

災害発生時には、災害規模に応じて、地域仮置場や一次仮置場、二次仮置場を設置します。

仮置場の種類を表4に示します。

表4 仮置場の種類

地域仮置場／集積所	一次仮置場	二次仮置場
被災家屋等から出る災害廃棄物を、一時的に集積する仮置場です。	地域仮置場、集積所や解体現場等から搬入された災害廃棄物を分別し、一定期間保管する仮置場です。 本市では必要面積は91,640㎡と推計されます。	一次仮置場での分別が不十分な場合に、一時的な保管及び中間処理（破碎・選別・焼却）を行う仮置場です。

2 仮置場の選定

仮置場の選定・開設は、環境班が実施主体となり、関係各班と協力して行います。仮置場の運営・管理は、環境班が担当となります。

平時から仮置場となる複数の候補地を予めリストアップし、管理者と調整し、発災後は速やかに仮置場を選定、必要数を確保できるよう対策を推進します。

災害廃棄物処理計画

1 処理フロー

大規模災害時の処理の流れ（例）を図3に示します。

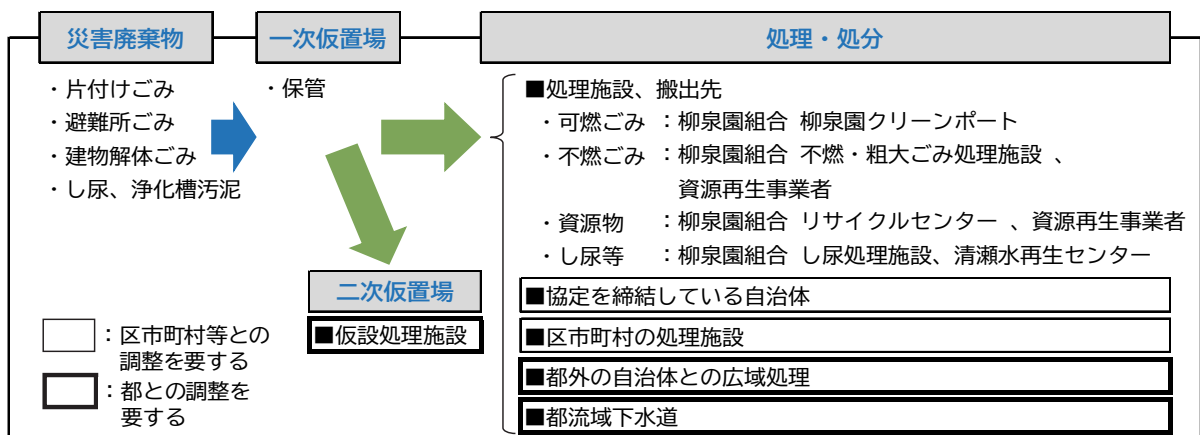


図3 大規模災害時の処理の流れ（例）

2 種類別処理・処分方法

災害廃棄物の種類別処理フロー（例）を図4に示します。災害発生時においても資源の有効活用の観点から、災害廃棄物の再生利用を極力実施します。

そのため、一次仮置場における分別排出の徹底、種類ごとの保管を行うとともに、二次仮置場においては破碎・選別処理を行うなど資源物の回収を推進します。

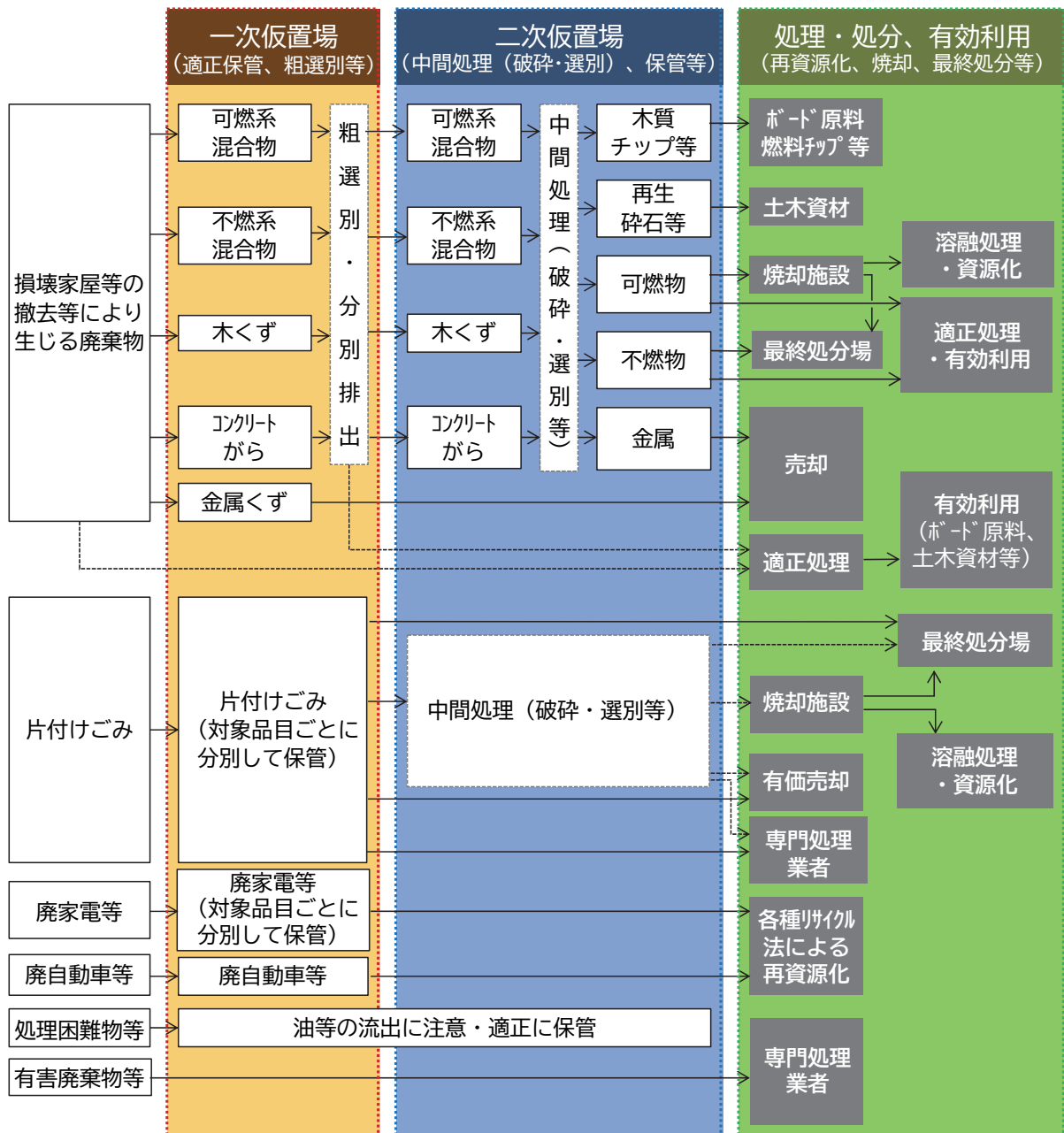
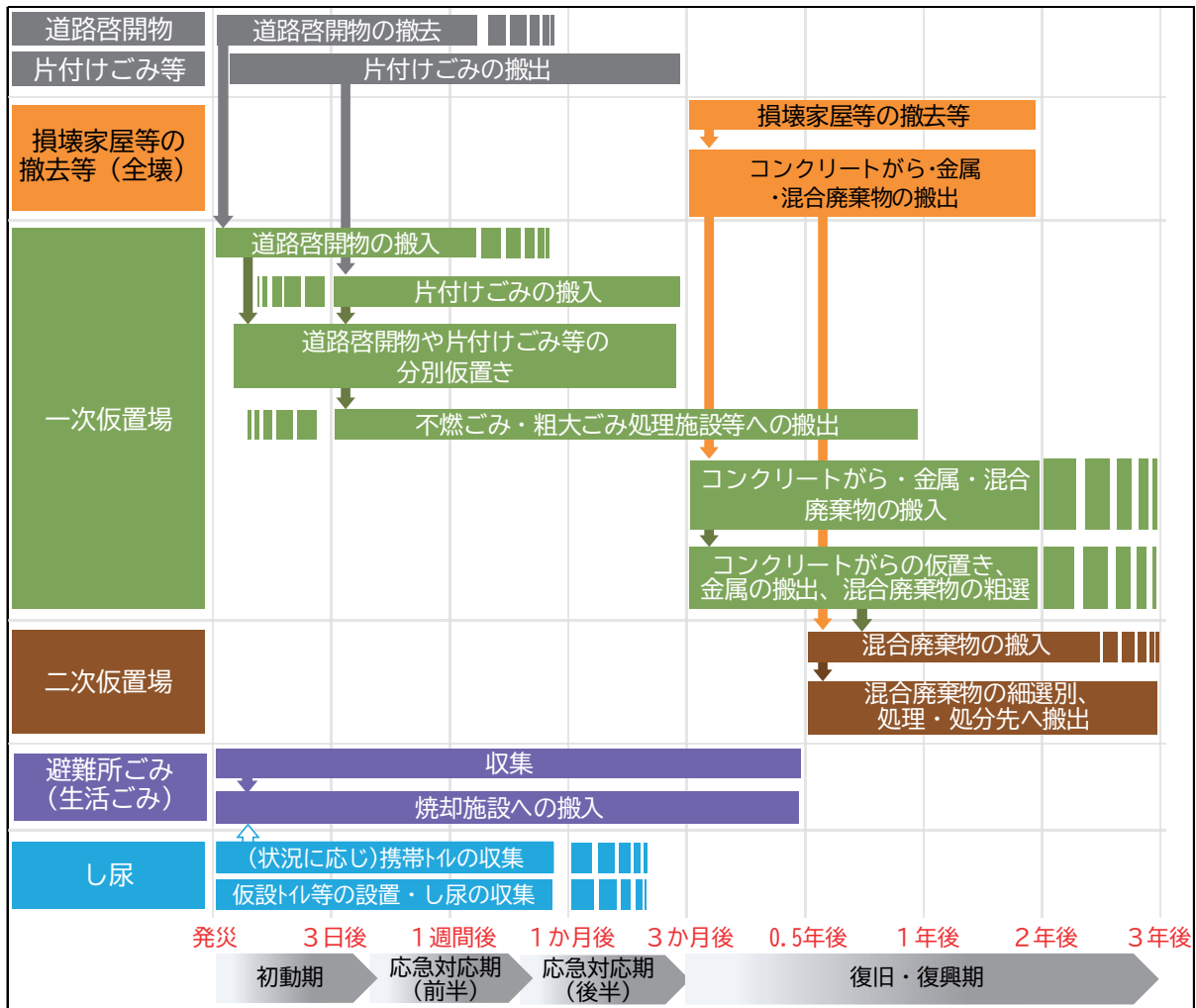


図4 災害廃棄物の種類別処理フロー（例）

3 処理スケジュール

発災後の時期、処理スケジュールを図5に示します。



※道路啓開：道路上の障害物を撤去し、車輛が通行できるようにすること。

図5 災害廃棄物の概略処理スケジュール

4 排出ルール

(1) 避難所ごみ

避難所ごみについては、避難所の状況を迅速に把握し、可能な限り早期に収集運搬・処理体制を整備することを目標とします。

(2) 片付けごみ

片付けごみについては、市民が地域仮置場あるいは一次仮置場へ搬入することを基本とします。

5 収集運搬体制

(1) 家庭系ごみの収集運搬

ごみの収集運搬については、災害発生時においても現行体制に基づき委託業者により収集運搬を行うものとします。

(2) 避難所ごみの収集運搬

避難所ごみの収集運搬については、家庭系ごみの収集運搬と同様の体制で実施します。

(3) 災害廃棄物の収集運搬

地域仮置場までは、市民自らが収集運搬を行います。

一次仮置場までは、市民等が行うこととしますが、それが困難な場合には市が収集運搬を行います。

二次仮置場、処理施設までの収集運搬は、市が行います。

し尿処理計画

1 し尿収集必要量

被害が最大と想定される地震が発生した場合のし尿収集必要量は、111.0kL/日と想定されます。

2 し尿の収集運搬体制

災害時のし尿、浄化槽汚泥等の収集運搬は、平時と同様に委託及び許可業者により行うことを基本とします。

発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、簡易トイレ、マンホールトイレの活用や、学校、公園、公共施設等のトイレの利用により対応します。

発災後4日目からは、市は、し尿収集車の確保状況に合わせ、し尿収集車による収集が可能な仮設トイレ（便槽付）を含めて確保し、対応します。

携帯トイレについては、家庭や避難所から排出される可燃ごみと同様にパッカー車を基本とし、状況に応じて平ボディ車、ダンプ車などにより収集します。

収集運搬能力が不足することが想定されるため、都や協定締結自治体、協定締結民間事業者等に協力を求め、し尿等の収集運搬体制を確保します。

3 し尿処理

災害時のし尿処理は、柳泉園組合し尿処理施設及び清瀬水再生センター（下水道終末処理場）で処理を行います。

4 仮設トイレの設置

災害時は、被災状況を把握したうえで避難所などに迅速に仮設トイレを設置します。また、平時より、簡易トイレ及びマンホールトイレの備蓄、並びに災害時に迅速かつ円滑に仮設トイレが確保できるよう都やレンタル事業者等との協力体制を構築します。

実効性の確保

1 計画の見直し

本計画は「西東京市地域防災計画」等の上位計画の改定のほか、法整備や指針の改定、都の計画の見直し等、災害廃棄物処理に係る新たな課題や経験・知見を踏まえ、実効性を高めるため必要に応じ見直しを行います。

2 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害発生後は、被災状況を把握した上で、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物処理実行計画を策定します。

3 教育・訓練

災害廃棄物対策を迅速かつ円滑に行うための、職員の育成、人材の確保を推進します。

広報・啓発

1 広報・啓発手段

迅速な分別のために、平時から災害廃棄物の収集方法等を市民に啓発するとともに周知を徹底します。

また、災害発生時には、ごみの収集・分別方法、損壊家屋の対応、仮置場の設置、避難所での排出ルール等について、速やかに情報発信し周知を図ります。

市民への広報・啓発手段を表5に示します。

表5 市民への広報・啓発手段

情報伝達方法	内容
デジタル媒体	市ホームページ、電話、防災行政無線、情報発信拠点（まちテナ西東京）、安全・安心いーなメール等
アナログ媒体	広報誌、掲示板、回覧板、パンフレット、チラシ、ポスター（避難所、電柱看板での掲示）等
マスメディア	テレビ、ラジオ、新聞、SNS（ツイッター）等
その他	広報車を通じた広報、防災（避難）訓練

2 相談窓口の開設

市民、被災者又はその関係者からの障害物の除去、災害廃棄物の収集運搬、処理、処分、家屋の解体撤去等に関する相談・問合せ受付業務を実施します。

市民からの相談内容の例を表6に示します。

表6 相談内容（例）

相談内容（例）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物、し尿等の収集及び処理に関すること ・ 被災地の清掃及び消毒に関すること ・ 上・下水道の修理に関すること ・ 住宅の応急復旧に関すること ・ 道路の障害物除去及び応急復旧に関すること ・ 罹災証明の発行に関すること 	等

ボランティアとの連携

市民の健康への配慮や安心・安全の確保、一日も早い生活再建のため、災害時のボランティア活動は重要であることから、平時より社会福祉協議会、市民団体等との連携体制を構築します。

社会福祉協議会との連携を図6に示します。

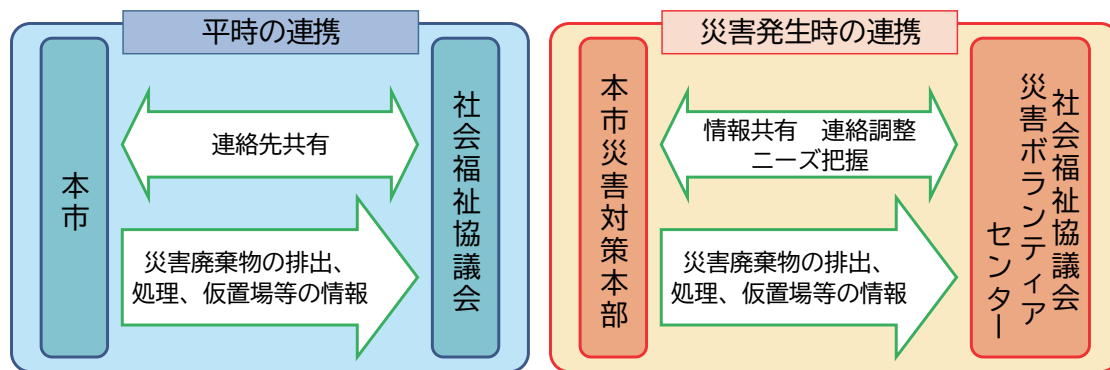


図6 社会福祉協議会等との連携

西東京市災害廃棄物処理計画【概要版】

発行年月：令和4年3月

発行：西東京市

企画編集：西東京市 みどり環境部 ごみ減量推進課

東京都西東京市泉町三丁目12番35号

電話：042-438-4043